

# 岩見沢労働基準協会 協会だより

令和4年1月1日発行

岩見沢労働基準協会

〒068 岩見沢市1条西2丁目  
-0021 岩専会館3階  
TEL 0126-24-3087  
FAX 0126-24-2770

編集行 人 人 工 藤 修 二



労務安全衛生業務担当にも回覧願います

# 賀 正

年末年始無災害運動  
2021.12.1 ~ 2022.1.15

令和4年 年間標語

全員で 目をかけ 声かけ 意識して  
目指そう安全・健康職場

新年のご挨拶 会長 工藤修二	.....(2)
新年のご挨拶 署長 小原信也	.....(2)
「働き方」が変わります	.....(3)
働き方改革推進に向けた支援	.....(4)(5)
オンラインツールもご活用ください	.....(6)
石綿の事前調査報告が施工業者の義務	.....(7)(8)
「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が 特定科学物質になりました	.....(9)

## 協会だより新年号 目次

岩見沢地域産業保健センター健康相談日程	.....(10)
業種別労働災害発生状況	.....(11)
北海道の最低賃金	.....(12)
職長・安全衛生責任者教育講習	
安全衛生推進者育成講習	
再教育が必要です！・会費の納入について	.....(13)
年賀広告	.....(14)(15)(16)

## 新年のご挨拶

岩見沢労働基準協会 会長 工藤修二

新春の候 会員の皆さまにおかれましては、輝かしい新年をお迎えになられたことと心からお喜び申し上げます。昨年中は当協会の運営につきまして、会員の皆様をはじめ、関係行政機関の方々に多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も働く方々が安全・安心に働くことができるよう取り組んで参ります。

さて、昨年を振り返りますと、7月には東京オリンピック・8月には東京パラリンピックが開催され、オリンピックでは史上最多の58個のメダル、パラリンピックでは史上2番目の51個のメダルを獲得する等、歴史的大躍進で日々私たちに感動を届けてくれました。

昨年10月には岸田新政権が発足する等、社会はめまぐるしく変わり、一方では一昨年に引き続き、コロナ禍で様々な制約を受け、私たちの日常生活や常識を大きく変え、いまなおニューノーマル(新常識)は日々変化を続けています。ワクチン接種も進み、感染者数は減少には転じておりますが、一日も早い終息を願うばかりです。

ご周知のように今年の干支は「壬寅(みずのえとら)」です。説文によりますと、壬寅は「陽気を孕み嚴冬を耐え、春の胎動を助く」「辛く厳しい冬はいずれ終わり、温かい春が来る、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれ新しい成長の礎となる」とのことです。

世の中が刻々と変化していく中でも、いかなる時代も常に優先されるべきは「働く人々の安全と健康」です。令和4年の年間標語は「全員で 目をかけ 声かけ 意識して 目指そう安全・健康職場」です。労災事故撲滅に向か、皆さまと一丸となり取り組んでまいる所存です。

関係指導機関の皆さまには引き続きのご指導ご鞭撻をお願いし、会員企業の皆さまには誰でもが安全で安心して働くことができるよう、引き続き基本に立ち返って労働災害の防止に取り組まれることをお願いいたしますとござります。

末尾となりますが、会員の皆さま並びに関係行政機関の皆さまのご健康とご多幸を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 新年のご挨拶

岩見沢労働基準監督署 署長 小原信也

令和4年の新しい年を迎え、協会会員の皆様には謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、岩見沢労働基準監督署の各種業務運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスで始まり、終わった一年でした。一日も早い収束を願って新たな年を迎えた記憶がありますが、残念ながら、現時点でも完全なる収束には至っておりません。

北海道においても、これまで度重なる緊急事態宣言の発令により、行動制限等活動の自粛が要請され、経済にも多大な影響が出ています。

そのような中、感染拡大防止を図りながら、雇用と経営を守っていただいている協会会員の皆様、そして治療にあたられている医療従事者の皆様に心より敬意を表する次第です。

令和2年に引き続き、昨年も当署は通常とは異なる行政展開を行わざるを得ない状況となりました。働き方改革については、労働基準法の改正により、令和2年4月から中小企業でも時間外労働の上限規制が適用されております。建設業、自動車運転者、医師への適用猶予期間も残り2年余りに迫っており、可能な限り多くの事業主へ新制度のご説明やご相談を行わなければならない重要な時期であるにもかかわらず、感染予防のために開催できない説明会があり、周知が不十分な部分があると思います。まだ、不明な点もあるかと思いますので、当署の労働相談・支援班にお気軽にご相談していただければと思います。

このような中、昨年10月に、初めてZoomアプリを使い、リモートによる「改正特定化学物質障害予防規則(溶接ヒューム)に関する説明会」を行いました。今後もリモートによる説明会を実施する機会があるかと思いますので、その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、労働災害の防止につきましても、令和2年度と同様、各会社、地域の安全衛生大会の多くが中止となりました。さらに、各種団体の総会も中止が相次ぎ、昨年4月の着任以降、事業主の皆様や協会会員の皆様とも十分にお会いできない状況が続いております。今年は、感染状況が改善され、少しずつでも日常が戻ってくることを願っております。

昨年、当署管内では、2件の死亡災害が発生し、残念ながら前年より1件増加しております。全産業の労働災害発生件数も増加傾向にあります。第13次労働災害防止計画最終年となる本年、当署は死亡災害ゼロを最重要目標に掲げ、労働災害の大幅な減少に向け施策を展開してまいります。

コロナ禍であっても労働条件の整備・労働災害の防止等労働者の方々が安心して働く環境づくりの重要性は変わりません。脳心臓疾患、精神障害、ストレスやトラブルの予防、的確な安全管理体制の構築は、働き手の確保・定着の観点からも、必要不可欠です。

皆様におかれましても、引き続き適切な労働時間の把握、記録、管理の徹底そしてゼロ災に向けた職場の安全衛生活動の一層の進展を図られるようお願いいたします。

新型コロナウイルスの完全な収束は、未だ見込めない状況ではありますが、感染予防と経済を両立させながら、一步一歩着実に前に進んで行くほかないと考えております。

本年も、私ども労働基準行政の運営にご協力賜りますよう重ねてお願いいたします。

最後になりますが、本年が皆様によりまして幸多い年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 「働き方」が変わります

### 働き方改革の目指すもの

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが必要です。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

### 働き方改革の全体像

#### 働き方改革の基本的な考え方

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが必要です。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持つるようにすることを目指します。

#### 中小企業・小規模事業者の働き方改革

「働き方改革」は、我が国雇用の7割を担う中小企業・小規模事業者において、着実に実施することが必要です。魅力ある職場として、人手不足解消にもつながります。

職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながることから、人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要です。

取組に当たっては、「意識の共有がされやすい」など、中小企業・小規模事業者だからこそ強みもあります。

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、「働き方改革」により魅力ある職場をつくりましょう。

### 「働き方改革関連法」の全体像

#### 1. 時間外労働の上限規制を導入(大企業2019年4月1日施行)(中小企業2020年4月1日施行)

時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時の特別な事情がある場合にも上限を設定します。

#### 2. 年次有給休暇の確実な取得(2019年4月1日施行)

使用者は10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について確実に取得させなければなりません。

#### 3. 中小企業の月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ(中小企業2023年4月1日施行)

月60時間を超える残業に対する割増賃金率を50%に引き上げます。

#### 4. 「フレックスタイム制」の拡充(2019年4月1日施行)

より働きやすくするために、制度を拡充します。労働時間の調整が可能な期間(清算期間)を3か月まで延長できます。

#### 5. 「高度プロフェッショナル制度」を創設(2019年4月1日施行)

職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする業務に従事する場合に健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外でできます。

#### 6. 産業医・産業保健機能の強化(2019年4月1日施行)

産業医の活動環境を整備します。労働者の健康管理等に必要な情報を産業医へ提供すること等とします。

#### 7. 勤務間インターバル制度の導入促進(2019年4月1日施行)

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)の確保に努めなければなりません。

#### 8. 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止

(大企業・派遣会社2020年4月1日施行)(中小企業2021年4月1日適用)

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。

## 働き方改革推進に向けた支援

### 生産性向上 & 業務効率化に関する助成金

<b>業務改善助成金</b>	●生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金の引上げを図る企業を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県労働局雇用環境・均等部(室) ▶ 雇用環境・均等部(室)所在地一覧	
<b>働き方改革推進 支援助成金</b>	●出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県労働局雇用環境・均等部(室) ▶ 雇用環境・均等部(室)所在地一覧	

### 魅力ある職場づくり & 社員育成に関する助成金等

<b>両立支援等助成金</b>	●育児休業の円滑な取得・職場復帰の支援や代替要員の確保を行った企業を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧	
<b>育児・介護支援プラン 導入支援事業</b>	●社会保険労務士等の専門家である仕事と家庭の両立支援プランナーが、育児・介護休業からの復帰プランの策定支援を行います。 【お問い合わせ先】株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局(委託先)TEL:03-5542-1740 ▶ 「仕事と家庭の両立支援プランナー」の支援を希望する事業主の方へ	
<b>65歳超雇用推進 助成金</b>	●66歳以上の継続雇用延長や65歳以上の年齢までの定年引上げ、高齢者向けの雇用管理制度の整備等を行う企業を支援します。 【お問い合わせ先】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部 高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課) ▶ 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部	
<b>人材確保等支援 助成金</b>	●雇用管理改善、生産性向上などの取組によって従業員の職場定着の促進等を図る事業主を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧	
<b>キャリアアップ助成金</b>	●非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化等の取組を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧	
<b>産業保健関係助成金</b>	●社員の健康づくりのための取組を支援します。 【お問い合わせ先】(独)労働者健康安全機構 ▶ 独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健関係助成金	
<b>人材開発支援助成金</b>	●人材育成のための社員に対する訓練の実施や教育訓練休暇を付与する取組を支援します。 【お問い合わせ先】各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶ 雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧	

## 働き方改革関連法に関する相談窓口

<b>労働基準監督署</b> 労働時間相談・支援コーナー	●時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/</a>	
<b>都道府県労働局</b> (パートタイム労働者、有期雇用労働者関係) 雇用環境・均等部(室) [派遣労働者関係] 需給調整事業部(課・室)	●正社員と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/</a>	

## 働き方改革の推進に向けた課題を解決するための相談窓口

<b>働き方改革推進支援センター</b>	●働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</a>	
<b>産業保健総合支援センター</b>	●医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター <a href="https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx">https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx</a>	
<b>よろず支援拠点</b>	●生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 <a href="https://yorozu.smrj.go.jp/">https://yorozu.smrj.go.jp/</a>	
<b>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</b>	●経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ <a href="http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754">http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754</a>	
	▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 <a href="https://www5.cin.or.jp/ccilist">https://www5.cin.or.jp/ccilist</a>	
	▶検索ワード：都道府県中央会 <a href="https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm">https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</a>	
<b>ハローワーク</b>	●求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク <a href="http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/">http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/</a>	
<b>医療勤務環境改善支援センター</b>	●医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポート <a href="https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp">https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp</a>	

## オンラインツールもご活用ください

### ● 36協定届等作成支援ツール

時間外労働を行うには、サブロック(36)協定届が必要です。36協定届を作成しようとしている事業者の皆さま、ぜひご活用ください。

### ● 就業規則作成支援ツール

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。



スタートアップ労働条件

検索



スマートフォンやタブレットでも見やすいデザイン！



※ 労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

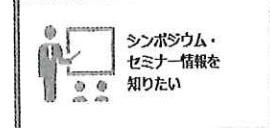
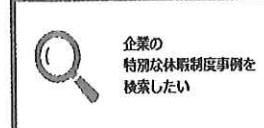
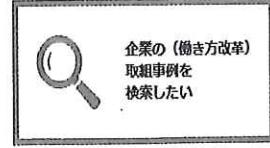
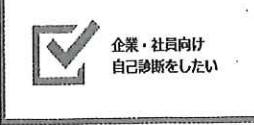
### ● 働き方・休み方改善ポータルサイト

「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を自己診断できるほか、課題別の対策も知ることができます。企業の取組事例の紹介や、シンポジウム・セミナー情報も掲載しているので、貴社の「働き方改革」にお役立てください。

働き方・休み方改善ポータルサイト



三



働き方 休み方

検索



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

アスペスト  
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の  
受注者の皆さんへ

# 事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

## 事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
  - 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
- ※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

## 事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム

検索



## 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

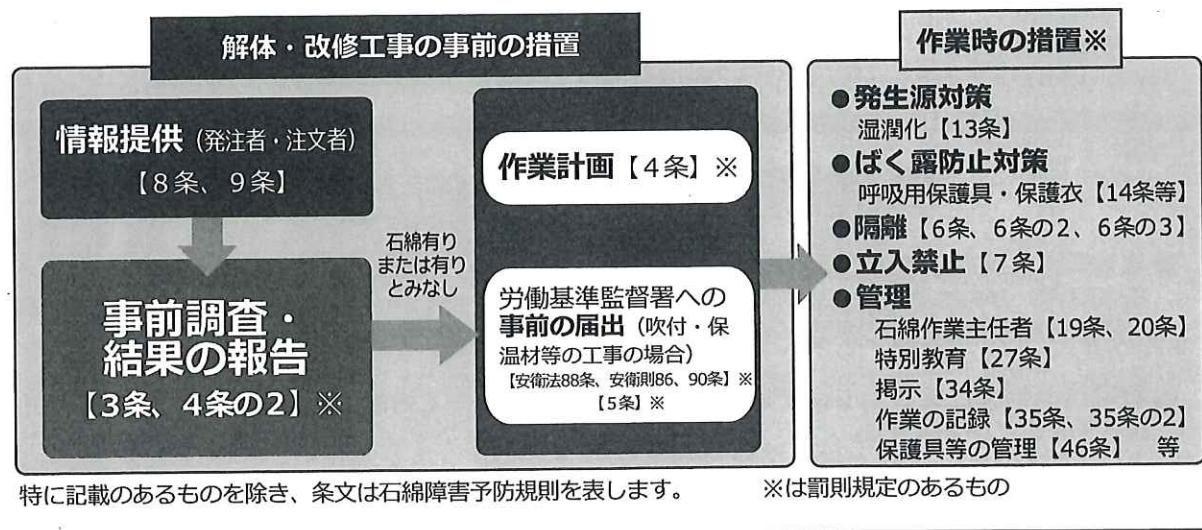
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

## 事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



## 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、  
2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト 検索



# 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）になりました

（令和2年4月22日公布・告示／令和3年4月1日施行）

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質（第2類物質）に加えられる等の改正が行われました。

\*労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、作業環境評価基準、作業環境測定基準について所要の改正が行われています。

\*従来「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」とされていたもののカッコ書きがなくなり、「マンガン及びその化合物」として規制されることとなります。

## 1 共通事項（溶接ヒューム・塩基性酸化マンガン）

改正により、次の事項が新たに必要になります。「溶接ヒューム」については、下記「2」の事項も必要となりますので留意してください。

### 作業主任者の選任（安衛法第14条）……令和4年3月31日まで経過措置あり

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う作業（屋外作業、屋内作業を問いません）が新たに対象に加わります。
- 上記作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが必要となります。

### 作業環境測定の実施（安衛法第65条）

- 「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う屋内作業場が新たに対象に加わり、6ヶ月以内ごとに一回、定期に作業環境測定を行う等の措置が必要となります。
- 「溶接ヒューム」に係る作業を行う屋内作業場は適用除外されます。  
(ただし、下記「2」の「空気中の溶接ヒューム濃度の測定等」に留意してください。)

### 特殊健康診断の実施（安衛法第66条第2項）

- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う業務（屋外作業、屋内作業を問いません）が、新たに対象に加わります。
- 上記業務に従事する労働者に、雇入れ又は配置替えの際及びその後6ヶ月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を実施すること等が必要です。
- 健康診断項目は、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」とも、従来のマンガン及びその化合物に係る項目と基本的に同じです。
- 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法に基づくじん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施することが必要となります。

## 2 溶接ヒュームへのばく露防止関係（特化則第38条の21）

- 溶接ヒュームへのばく露防止のため「金属アーク溶接等作業」について、以下のことが規定されます。

### 全体換気装置による換気等

- 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、全体換気装置による換気か、これと同等以上の措置が必要です。（「同等以上の措置」には、ブッシュブル型換気装置、局所排気装置が含まれます。）

### 空気中の溶接ヒューム濃度の測定……令和4年3月31日までに測定等を行うことが必要

- ① 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、次の場合にあらかじめ、労働者の身体に装着する試料採取機器等により空気中の溶接ヒューム濃度を測定することが必要です。  
(測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきとされます。)
  - 新たな作業方法を採用しようとするとき
  - 作業方法を変更しようとするとき
- ② 1の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等、必要な措置を講じることが必要です。  
それらの措置を講じたときは、効果の確認のため、1と同様の測定を行うことが必要です。
- ③ 1, 2の測定を行ったときは、必要事項を記録し、測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなつた日から起算して3年を経過する日まで保存することが必要です。

**呼吸用保護具の使用** ..... 下記2のうち呼吸用保護具が適切に装着されているかの確認等は、令和4年3月31日まで経過措置あり。  
下記2のその他の事項は、令和4年3月31日まで経過措置あり

**① 屋内、屋外を問わず全ての作業場について**

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。

**② 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について**

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で、当該作業に労働者を従事させるときは、空気中の溶接ヒューム濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることができます。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。

また、面体を有する呼吸用保護具については、1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存することが必要です。

**床の掃除等**

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、次の措置を講じることが必要です。

- 屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとすること。
- 水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

**3 作業環境測定関係等**

- 「管理濃度」(作業環境測定結果に基づき管理区分を決定するための指標)及び、「抑制濃度」(局所排気装置の具備すべき性能に係る指標)が次のように改められます。

物の種類	管理濃度
マンガン及びその化合物	マンガンとして <b>0.05mg/m<sup>3</sup></b>

(作業環境評価基準別表、「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能」(昭和50年労働省告示第75号)関係)

- 個人サンプリング法による作業環境測定の対象に「マンガン及びその化合物」が追加されます。
- 特定化学物質の濃度測定の試料採取方法が、「作業環境測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集法」とされます。

## 岩見沢地域産業保健センター健康相談日程

健康相談窓口開設日	開 設 医 師 会	実 施 場 所
1月 13日(木) 14時00分 15日(土) 14時00分 26日(水) 14時00分	岩見沢市医師会 空知南部医師会 岩見沢市医師会	岩見沢市医師会応接室 空知南部医師会事務所 岩見沢市医師会応接室
2月 3日(木) 14時00分 16日(水) 14時00分	美唄市医師会 岩見沢市医師会	美唄市保健センター 岩見沢市医師会応接室
3月 3日(木) 14時00分 10日(木) 13時30分	岩見沢市医師会 三笠市医師会	岩見沢市医師会応接室 三笠市ふれあい健康センター

※相談ご希望の事業所等の方は、事前に電話またはFAXで下記の各窓口にお申し込み下さい。

※申込書は岩見沢市医師会のホームページからダウンロードすることができます。

※申込書が受理されたら、相談日までに有所見者の個人別一覧の提出をお願いしております。

※相談日当日は相談者の健康診断票を持参していただきます。

岩見沢地域産業保健センター ☎0126-20-2211 ☎0126-20-2211 岩見沢市10条西3丁目(岩見沢市医師会内)

美唄市医師会 ☎0126-62-3451 ☎0126-63-4885 美唄市西3条南3丁目(美唄市保健センター内)

三笠市医師会 ☎01267-2-8245 ☎01267-3-1329 三笠市高美町444(三笠市ふれあい健康センター内)

空知南部医師会 ☎0123-72-0058 ☎0123-72-5237 夕張郡栗山町中央4丁目31番地(梶整形外科医院内)

夕張市医師会 ☎0123-58-2350 ☎0123-58-2235 夕張市紅葉山526-40(中條病院内)

## 業種別労働災害発生状況

(令和3年11月末現在)

岩見沢労働基準監督署

区分 業種別	令和3年			前年同期			対前年		業種 割合 (%)	令和2年(確定)		
	死 亡	休業 4日 以上	合 計	死 亡	休業 4日 以上	合 計	増 減 数	増減率 (%)		死 亡	休業 4日 以上	合 計
全産業合計	2	189	191	1	187	188	3	1.6	100.0	1	262	263
除く鉱業計	2	189	191	1	187	188	3	1.6	100.0	1	262	263
製造業		48	48		40	40	8	20.0	25.1		51	51
内訳	食料品		14	14		15	15	-1	-6.7	7.3		16
	木材木製品		3	3		4	4	-1	-25.0	1.6		4
	紙・パルプ											1
	窯業・土石		12	12		8	8	4	50.0	6.3		10
	金属・機械		4	4		8	8	-4	-50.0	2.1		13
	その他		15	15		5	5	10	200.0	7.9		7
鉱業												
土石採取業		1	1		3	3	-2	-66.7	0.5		3	3
建設業		30	30	1	31	32	-2	-6.3	15.7	1	43	44
内訳	土木工事業		15	15		15	15			7.9		21
	建築工事業		7	7	1	6	7			3.7	1	7
	木造建築業		6	6		7	7	-1	-14.3	3.1		9
	設備工事業		2	2		3	3	-1	-33.3	1.0		6
道路貨物運送業		26	26		18	18	8	44.4	13.6		27	27
その他の運輸業		8	8		2	2	6	300.0	4.2		2	2
陸上貨物取扱業		3	3				3		1.6			
港湾荷役業												
林業												
漁業												
卸売・小売業		24	24		22	22	2	9.1	12.6		34	34
清掃業		7	7		12	12	-5	-41.7	3.7		15	15
その他の事業	2	42	44		59	59	-15	-25.4	23.0		87	87

本統計は、労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したものです。

「みんなチェック！最低賃金。」

# 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>889</b> 3. 10. 1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

## 特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>922</b> 3. 12. 4発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>979</b> 3. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 <b>924</b> 3. 12. 2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>917</b> 3. 12. 10発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

●最低賃金には、精勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべて人に適用されます。

●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

●中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

**労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!**

- 最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

## 職長・安全衛生責任者教育講習

この講習会を修了されると下記の二つの講習を修了したものと認められております。

### 1. 新任の職長等への教育

製造業・建設業では、新たに作業中の労働者を直接指揮・監督する立場となった者への教育が必要です。（労働安全衛生法 第60条）

### 2. 安全衛生責任者への教育

建設業で50人以上の労働者が働く工事現場（ずい道等の建設の仕事等は30人以上）に入る下請業者は、安全衛生責任者の選任が必要です。（労働安全衛生法 第16条）

この安全衛生責任者が労働災害を防止するために適切な業務を遂行するために必要な教育内容が厚生労働省から示されています。

### 【講習内容】

労働安全衛生則第40条及び厚生労働省通達（基発第178号 平成13年3月26日）で定められたカリキュラム

### 【受講対象】

- ◆ 職長等、労働者を直接指揮・監督する者、または今後その職務に就く予定の者
- ◆ 建設業における安全衛生責任者、または今後その職務に就く予定の者

### 開催要項

1. 開催日時 令和4年3月24日（木）～3月25日（金）
2. 会場 駿東市民広場 イベントホール赤れんが  
岩見沢市有明町南1番地7
3. 定員 23名になり次第締め切ります。
4. 受講料 会員事業場 17,620円（テキスト代2,620円含む）  
非会員事業場 19,620円（テキスト代2,620円含む）
5. 申込方法 受講申込書に受講料を添え、岩見沢労働基準協会  
岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階 迅速お申込み下さい。  
TEL 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770

## 安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法第12条の2（安全衛生規則12条の2）では、①安衛法第11条第1項に基づく政令で定める業種及び規模の事業場以外の事業場で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を②同法第12条第1項に基づく政令で定める規模の事業場以外の事業場で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では衛生推進者を選任しなければならないとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

### 1. 開催日時・講習内容

※ 講習科目の順序は変更の場合があります。

講習日	時間	講習科目	時間数
令和4年 2月1日(火) (休憩時間含)	8:50～16:20	安全管理	2時間
		安全衛生教育	1時間
		健康の保持増進対策	1時間
		作業環境管理及び作業管理	2時間
令和4年 2月2日(水) (休憩時間含)	9:00～14:20	安全衛生関係法令	2時間
		危険性又は有害性等の調査 及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間

（講習終了後、後日修了証を交付します）

### 2. 会場

駿東市民広場 イベントホール赤れんが（岩見沢市有明町南1番地7）

### 3. 受講料

11,430円（消費税込）（内訳：受講料 10,000円、テキスト代1,430円）

### 4. 申込方法

受講申込書に講習料及び写真（6ヶ月以内に撮影、背景無地、脱帽、写真裏面に氏名記入）  
<デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る>を添えて、協会窓口持参又は現金書留お申込み下さい。（※振込み希望の場合は、ご連絡下さい）

（注）定員23名になり次第締め切りいたしますので、電話で予約状況をご確認下さい。

〒068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階

申込み・

岩見沢労働基準協会

問合せ先

(社)北海道労働基準協会連合会岩見沢支部

電話 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770

## 再教育が必要です！

### 玉掛け業務従事者・フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再）講習

平成5年9月30日付けをもって労働安全衛生法の一部が改正され、（労働安全衛生法（第60条の2）新たに、事業者には危険または有害な業務に従事する者に対し、能力向上のための「安全衛生教育指針」を公表し、具体的な教育内容が示されております。

玉掛け業務従事者・フォークリフト運転業務従事者については、一定期間（当面5年毎）に安全衛生教育（再教育）が義務づけられるに至りました。

## 会費の納入について

令和3年度の会費納入が8月末日までとなっておりますが協会の健全運営確保のためにも未納の会員の皆様には、至急納入願います。

納入は銀行振込で下記の口座又は直接持参によりお願い致します。

北洋銀行岩見沢中央支店（普）0013355 岩見沢労働基準協会

## 謹賀新年

**TKK** 株式会社 **トッキュウ**

本社 岩見沢市栗沢町最上498-9  
電話 0126-45-2792 FAX 0126-45-3053  
<https://tokkyu-group.jp>

運輸部 一般貨物輸送・食品雑貨輸送  
引越輸送・クレーン作業  
倉庫部 保管・荷役・梱包・  
機械設備据付工事  
石油部 ガソリン・軽油・灯油類販売  
(TEL)0126-45-2016 FAX0126-45-2017

札幌/苫小牧/仙台/福島/関東/中部/大阪/東京

—謹賀新年—



日本高圧コンクリート株式会社  
栗山工場

工場長 遠藤 準二

〒069-1521 夕張郡栗山町錦4-3

電話 (0123)72-0020

## 謹賀新年



・△いわみざわ農業協同組合  
代表理事組合長 引頭一宏

## 謹賀新年

豊かな営農のお役に立ちたい

本田農機工業株式会社

代表取締役 本田雅義

〒068-0121 岩見沢市栗沢町北本町74  
TEL0126(45) 2211 FAX0126(45) 2212

## 謹賀新年

豊かな暮らしを化学する

**INOAC**

株式会社北海道イノック

〒072-0802 美唄市東8条北4丁目1番15号  
TEL (0126) 63-4135 (代表)

## 謹賀新年

キニナル...? 気ニナル? 木ニ成ル!

木の床って、きもちがいいんだなあ

松原産業株式会社

代表取締役 松原 正和

〒069-1511 夕張郡栗山町中央1丁目1番地1  
TEL (0123) 72-1221 FAX (0123) 72-5802



きになるあなたも検索してみて

<https://www.matsubarasangyo.co.jp/>

松原産業 植木

## 謹賀新年

**SEKISUI**

世界にまた新しい世界を。  
A new frontier, a new lifestyle.

積水化学北海道株式会社

代表取締役社長 三浦 浩樹

本社 〒068-8668 岩見沢市東町234番地  
TEL (0126) 22-0801 (代)

## 謹賀新年



特定建設業

勝井建設工業株式会社

代表取締役社長 石井 善昭

本社 岩見沢市岡山町12番地53  
TEL (代)(0126) 22-3361番  
FAX (代)(0126) 22-0354番

## 謹賀新年

特定建設業

寅 株式会社 南幌土建

代表取締役 峰尾義明

空知郡南幌町元町1丁目4番5号  
TEL (011) 378-1582 FAX (011) 378-1120

## 謹賀新年

王子グループの総合力を活かし  
地域に密着したきめ細やかなサービス販売  
王子コンテナー(株)  
札幌工場

工場長 寺西忠孝

〒068-0015 岩見沢市東町248番地  
TEL (0126) 25-3778

## 謹賀新年

會澤高圧コンクリート(株)美唄工場

工場長 祖母井 孝博

〒072-0007 美唄市東6条北11丁目1番1号  
 電話 (0126) 63-0011番  
 FAX (0126) 63-0022番

## 謹賀新年



及川産業株式会社

代表取締役 及川 聰

〒068-8511 岩見沢市2条東18丁目1番地  
 TEL (0126) 22-0176  
 FAX (0126) 22-0213

## 謹賀新年



物流革新のパイオニア

運 岩見沢通運株式会社

取締役社長 高橋 博昭

〒068-0024 岩見沢市4条西8丁目1番地  
 TEL (0126) 22-3434代  
 引越専用フリーダイヤル (0120) 20-3437  
 営業部／岩見沢／道央統括／札幌統括

## 謹賀新年

Design  
&  
Print Service

KOUBUNSYA

変わつても どんなに 主流が デジタルと  
写植 活版

弘文社印刷株式会社

0120-132-770

〒068-0005 岩見沢市5条東11丁目 0126-22-1710 0126-24-5469

## 謹賀新年



## 謹賀新年

芙蓉建設(株)谷村支社

代表取締役社長 中川寿一

専務取締役谷村支社長 宮脇隆政

## 謹賀新年

Office Total Cordinators

システム運用から、オフィスレイアウト、ネットワーク構成等  
 オフィスの様々な効率化の問題に担当スタッフがお力になります  
 明日来る、ASKUL(アスクル)。

オフィス用品から日用雑貨通信販売シェアNo.1。

カタログ無料配布中! 当社はアスクル加盟店販売店です。

株式会社 文明堂

〒068-0029 岩見沢市9条西1丁目1-3  
 TEL 0126-22-4333 FAX 0126-22-5370  
 URL http://www.bunmeidoh.com/

## 謹賀新年

運 美唄通運株式会社

代表取締役会長 島二郎

代表取締役社長 島不二彦

〒072-0006

美唄市東5条北9丁目1番11号  
 TEL (0126) 62-7001  
 FAX (0126) 62-0433

## 謹賀新年

鋼製自在桟・鋼製フェンス・钢管杭・支保工・各種セントル

株式会社 船本工業

代表取締役社長 船本 統

本社／三笠市弥生橋町72番地13  
 電話(01267)6-8011 FAX(01267)6-8050  
 芦別工場／芦別市西芦別町81番地  
 電話(0124)25-5643 FAX(0124)24-3145

## 謹賀新年

おかげさまで、創業120年

松浦建設株式会社

特定建設業 一級建築士事務所

代表取締役 松浦淳一

〒068-0851 岩見沢市大和1条4丁目25番地1

TEL.0126-22-0144 FAX.0126-25-6618

## 謹賀新年



KISHIMOTO

株式会社 岸本組

〒079-0162 美唄市字光珠内 652番地17  
TEL : 0126-63-2218 FAX : 0126-64-2068  
代表取締役社長 岸本友宏

誇りに思ふ土木工事を  
粹な心の仕事と  
う思ふ土木工事を

## 謹賀新年

NPO法人  
北海道安全衛生研究所

会長・所長 池田和博 副会長・理事 木下隆二  
 ○管理監督者・職長・安全衛生責任者のリスクアセスメント  
 進め方などの安全衛生各般の業務をお手伝いします  
 ○建設業の1人親方等の労災保険加入手続をお手伝いします  
 ○携帯用丸のこ盤取扱作業安全衛生教育（含む実技）  
 ○職長・安全衛生責任者、丸のこ教育テキスト それぞれ頒布します  
 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 縁苑ビル501  
 TEL 011-241-6630・FAX 011-241-9750  
<http://aneiken.com/>

## 謹賀新年

北海道  
労災保険指定病院協会  
岩見沢支部

支部長 鎌田理

## 謹賀新年

建設業労働災害防止協会  
北海道支部岩見沢分会

分 会 長 及 川 聰  
 副 分 会 長 松 浦 淳 一  
 副 分 会 長 谷 村 明 紀

## 謹賀新年

## 岩見沢労働基準監督署

署 長 小 原 信 也  
 副 署 長 鍋 岡 卓哉  
 業 務 調 長 横 溝 智 紘哉  
 第1方面主任監督官 櫛 山 拓 昌 樹哉  
 第2方面主任監督官 霜 村 友 智哉  
 第3方面主任監督官 奥 中 川 哉也  
 労 災 課 長

## 謹賀新年

令和4年度年間標語  
 全員で 目をかけ 声かけ 意識して  
 目指そう安全・健康職場

中央労働災害防止協会  
 北海道安全衛生サービスセンター  
 所長 山越誠治  
 〒064-0919 札幌市中央区南19条西9丁目2-25  
 ☎ 011-512-2031 FAX 011-512-9612

## 謹賀新年

衛生管理者の能力向上を目指す

## 岩見沢地区衛生管理者協議会

会長 田中之伊

## 謹賀新年

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
北海道支部岩見沢分会

分 会 長 高 橋 博 昭  
 副 分 会 長 工 藤 英 洋  
 副 分 会 長 工 藤 康 洋  
 電話 (0126) 25-1148

## 謹賀新年

(一社)日本ボイラ協会北海道支部  
岩見沢地区支部

支部長 遠藤準二

## 謹賀新年

## 岩見沢労働基準協会

会 長 工 藤 修 二  
 副 会 長 松 原 和 一  
 副 会 長 本 田 正 一